

実際に、これまでの就学支援金制度の政策効果に
関しましては、経済的理由による高等学校中退者
の数を設定をしてこれまで調査をしております
で、制度導入以降、減少傾向にあることを確認を
しているところであります。

また、今後どのような観点で検証を行うのかと
いうことでありますが、今後の社会情勢や国民か
らの様々な意見、そして新たな制度の実施状況、
そして各自自治体によります取組等というのもの
もしっかりと見ていかなければいけないと思いま
す。

いずれにいたしましても、この拡大をする制度
というものはまだ施行をされておりません。当然
これから国会で御審議をいたたくものであります
から、これらがしつかりと成立をした暁、そして
この制度というものが実施をされる暁には、具体
的な検証方法を今後検討をし、そして速やかに検
証を開始してまいりたいと存じます。

○峰島委員 ありがとうございます。

まず一点、私からのコメントになるんですが、
今回、就学支援金制度の方で一つの指標の変化を
検証したということでしたが、今回仮にこの法案
が可決された場合に、検証するという項目は多岐
にわたっていくべきだというふうに私自身は考え
ております。既に、公立高校の状況がどう変わっ
ていくのか、そういったところについて懸念が集
まっている、そんな声もお伺いします。そういった
面についても多角的に是非御評価いただければ
というふうに考えております。

また、今回、私立高校も含めた高校の無償化に
ついてはこれから本国会で議論がなされていく、
そういった理解ですが、一方で、かなり審議の時
間が限られているというふうにも伺っております。
そういった中で、これは御意見を伺うような
形になってしましますが、こういったこれまでの
政策の効果検証、そういったものも含めた上で御
審議が可能なのか、そこについて文部科学大臣の
御意見を伺えればというふうに考えております。

○松本(洋)国務大臣 国会、委員会の運営はそれ

ぞれの国会並びに委員会の現場で決められること
でありますので、私の方からなかなかコメントで
きないわけでありまけれども、ただ、一般的に
は、法案質疑だけではなくて、今日はこういう形
で基本的質疑ということで予算委員会で行われて
いるわけでもありますし、また、文部科学省が行
います様々な事業に対しましては、文部科学委員
会におきまして当然審議の時間、場というものは
設定をされているところでありますので、そうし
た場で文部科学省に対して、また私に対して御質
問をいただくことでそうした確認をしていただく
ことは可能かと考えております。

○峰島委員 ありがとうございます。

そういったしましたら、最後に、在外投票におけ
るネット投票導入について総務大臣にお伺いした
いと思います。

現在、海外に在住されている日本人有権者は百
五万人に上ると推計されていますが、実質的な投
票率は二％程度にとどまっているとの報道がござ
いました。国内の国政選挙における投票率がおお
むね五〇％前後で推移していることと比較する
と、その差は極めて大きく、制度が十分に機能し
ているとは言い難い状況になっております。実
際、海外在住の有権者からは、郵便投票に関する
具体的な課題等も指摘されています。投票用紙の
請求、郵送、そして到着、それまでに十営業日以
上を要する、そんなケースもあり、実質的に投票
ができないというようなお声もいただいております。

もちろん、公職選挙法の枠組みの中で、厳格な
本人確認や、公正確保の観点から制度設計がなさ
れていることは理解をしております。しかしなが
ら、権利保障の観点から見たとき、現行制度が実
態に即しているのか、不断の見直しが必要ではな
いかというふうに考えております。

まず、在外選挙人名簿への登録制度についてお
伺いをいたします。
現行制度では本人からの申請を前提として登録
が行われていますが、海外転居届や住民基本台帳

の情報など、行政が既に保有しているデータを活
用すれば、一定の要件を満たす方については職権
で仮登録を行い、本人確認後に確定登録するなど
の仕組みを導入する余地はないでしょうか。行政
のデジタル化が進み、マイナンバー制度も整備さ
れている現状も踏まえれば、手続負担を軽減し、
登録漏れを防ぐ制度設計が可能ではないかという
ふうに考えております。

次に、在外投票におけるインターネット投票の
導入についてお伺いいたします。

エストニアを始めとする一部の国ではオンライ
ン投票が実施され、一定の成果を上げておりま
す。一方で、我が国においては、サイバー攻撃へ
の対応、成り済まし防止、投票の秘密保持、そう
いった慎重に検討すべき論点も多いことも事実で
すが、技術環境の変化によって、これらを適切に
組み合わせることで一定水準の安全性を確保する
ことは技術的に可能な域に入っております。

そういった中で、インターネット投票全面導入
が難しかったとしても、まずは、このように投票
率が非常に低い在外投票において、対象地域や選
挙種別を限定しながら実証実験を行うこと、これ
は現実的に選択肢の一つではないでしょうか。是
非、ここについて総務大臣の答弁を求めます。

○林国務大臣 まず、一点目のお尋ねでございま
す在外選挙は、国外に居住する日本国民に選挙権
の行使の機会を保障する、今委員からおっしゃ
れたとおりでございします。

この登録ですが、公職選挙法第三十条の四の規
定に基づきまして、選挙人が国外に住所を有して
いるということが要件となっております。御案内
のように、国内は住民基本台帳制度が整備をされ
ておりますので選挙人名簿がきちっとしているわ
けですが、在外選挙人名簿、これは、実際に国外
に居住しているのかということを含めて、在外邦
人の動向を正確に把握する方法がないわけござ
いますので、やはり国外居住の要件に該当するこ
とも含めて、本人からの申請に基づき登録するこ
とが必要であると考えております。

仮登録というお話もありましたが、今、総務省
としては、申請される方の負担軽減を図るため
に、国外への転出届の提出時に在外選挙人名簿へ
の登録申請をその時点で行うことができる出国時
申請、これをやっておりますので、国外転出予定
者に対する案内を一生懸命周知に取り組んでいる
ところでございします。

それから、二番目のインターネット選挙でござ
いますが、これは、システムのセキュリティ対策、
また、確実な本人確認や投票の秘密保持、自
由意思によって投票できる環境の確保がされてい
るかなど、選挙特有の重要な課題、これを十分に
検討する必要があると思っております。

投票管理者ですとか立会人が不在ということ
で行われる新たな投票方法になるわけでございま
すので、これは選挙制度の根幹にも関わりますの
で、選挙の公正確保の観点も含めて、各党各会派
で十分に御議論いただくことが必要だと考えてお
ります。

○峰島委員 それでは、私からの質問は以上にな
ります。御回答ありがとうございます。

○坂本委員長 これにて峰島君の質疑は終了した
しました。

次に、辰巳孝太郎君。

○辰巳委員 日本共産党の辰巳孝太郎でございま
す。
今日は、統一協会の問題について聞いてまいり
ます。

明日、統一協会への解散命令決定の可否の判断
が高裁で下されます。東京地裁では、法令に違反
する行為は約四十年間全国的に行われ、類例のな
い膨大な規模の被害を生じさせた、今も類似の被
害を生じさせるおそれがある状況が残っていると
し、被害は少なくとも一千五百五十九人、計二百
四億円に上ったと認定をしております。

しかし、これらは氷山の一角であり、全国霊感
商法対策弁護士連絡会がまとめた資料によりま
す、全国にある弁護士及び消費者センターに寄せ
られた相談件数は、一九八七年から二〇二三年ま

で三万五千二百八十七件、被害総額は一千三百三十九億円。まさに史上空前の相談件数と被害総額となります。

まず、総理にお伺いします。

総理、そもそも、なぜこのような反社会的カルト教団が何十年も野放しにされてきたと認識をされていますか。いかがですか。

○高市内閣総理大臣 過去数十年にわたり旧統一教会の被害が続いてきたことについて、政府としても深刻に受け止めなければならないと考えます。

これまで、所轄庁が文部大臣となった平成八年以降、文化庁において任意のヒアリングを実施し、宗教法人としての適正な管理運営や個別事案への誠実な対応を強く求めてきたと承知をしております。その上で、平成二十八年以降、法人自体の組織的な不法行為責任を認めた民事裁判で複数の判決が下り、被害を訴える声が数多く寄せられています。

こうした状況を踏まえて、政府におきましては、旧統一教会の問題に関し、実態把握や被害者救済等の取組を進めるとともに、令和五年十月、解散命令請求を行ったと承知をしております。

旧統一教会への対応につきましては、これからも政府として被害者救済に最大限取り組んでまいります。

○辰巳委員 総理、そうではなくて、何か被害がつい最近ということではなくて、統一協会の被害というのは、もう四十年も前から、霊感商法を含めてかなり社会問題になってきたわけでありまして。今回解散命令が出されたのは、ついこの間です。

私が問うたのは、なぜこのような反社会的カルト教団が何十年もの間野放しにされてきたと、総理の認識を問うています。

○松本(洋)国務大臣 所管官庁でありますので、私の方からお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、改めまして、多くの被害者の方々が存在

することにつきましては、深刻に受け止めなければならないと考えております。

先ほど総理もお答えにされましたが、所轄庁が文部大臣となった平成八年以降、旧統一教会に関する報道、訴訟に関する情報等を基に活動状況を聴取するとともに、民事事件の確定判決で認定された使用者責任も踏まえまして、宗教法人としての適正な管理運営や個別事案への誠実な対応をするよう強く求めてきたところであります。

他方、解散命令の要件は、法律に厳格に定められております。宗教法人がこの要件に該当するかの判断に当たっては、法人の活動に係る十分な実態把握と具体的な証拠の積み上げが不可欠でありまして、このことに相当の努力が必要であったということから、解散命令請求に当たっては様々な取組を丁寧に進めてきたところであります。

加えて、憲法に定める信教の自由の保障の観点から、解散命令請求の判断に慎重を期するため、宗教法人審議会にも意見を聞いて、相当であるとの意見を聞いた上で……

○坂本委員長 文科大臣、簡潔に答弁をお願いいたします。

○松本(洋)国務大臣 今回の請求を行ったところでありまして。

○辰巳委員 なぜこの簡単な質問にストレートに答えることができないのか、全く理解ができません。

なぜ統一協会が、ついこの間まで解散命令が出されずに被害を拡大させてきたのか。それは、自民党が統一協会とまさにこの教団の反社会的行為に事実上のお墨付きを与えてきた、まさに自民党と統一協会の癒着があったからにほかなりません。

我が党は、霊感商法という言葉を一九八四年に初めて国会で取り上げ、韓国での度目らかになったT M特別報告書でも、日本共産党との四十年にわたる闘いになったと書かれました。自民党は、デマ、誹謗中傷、暴力で日本共産党への卑劣な攻撃を続けてきたこの統一協会と、政策的にも

共鳴をしてきたわけですね。まず、この自民党や総理自身の統一協会との関係を、うそなく包み隠さず国民に明らかにすることが絶対的に必要だと私は思います。

そこで、改めて総理に確認をしたいと思えます。

今年二月八日の選挙の特番で、総理は統一協会との接点についてこう述べています。これまで党に報告をした、私が統一協会の関係団体とは知らずに過去に受けたインタビュー、それ以外のものはございません。この党に報告したというのは、二〇二二年、安倍晋三元首相が銃撃された事件の後、教団関係の月刊誌とは知らずに取材を受けたこととする二〇〇一年の「ビューポイント」ということになりました。総理、これで間違いないでしょうか。

○高市内閣総理大臣 過去に、旧統一教会の関係とは知らずに取材やインタビューを受けたことがあったのは事実です。

お尋ねの記事につきましては、「ビューポイント」と、日刊紙、世界日報ですか、これは令和四年に実施された自民党調査に対して報告をしました。ですから、判明した時点で報告をいたしております。そのため、何か隠蔽しているといった御批判は一切当たりません。

旧統一教会ですけれども、様々な形態、名称で活動していたため、多くの自民党議員も網羅的に把握することが難しく、結果的に、判明した時点で党にきちつと報告をするという形で対応しております。自民党としては、将来にわたって関係を遮断するということをお誓いしておりますので、今後ともその方針は変わりません。

○辰巳委員 総理、二〇〇一年の月刊誌「ビューポイント」、これは世界日報なんですけれども、総理がおっしゃっているのはこの一件なんだと二月八日のインタビューでもおっしゃっているわけですけれども、それ以外にもあるんじゃないですか。

○高市内閣総理大臣 自民党に報告したのは、

「ビューポイント」という雑誌と、それから「ビューポイント」と同じ、世界日報ですか、関係があるもののインタビューについては、報告を追加的にいたしております。

○辰巳委員 追加的というのは、一九九四年の世界日報からのインタビューを受けたと。

総理は、世界日報のインタビューを、九四年、九五年、九六年、九七年、そして二〇〇一年の五回受けておられます。当初の自民党の報告には、二〇〇一年の一回、そういう報告だったと思えます。一九九四年からの五回の世界日報でのインタビュー、それに答えたということをお認めになるということでしょうか。

○高市内閣総理大臣 これは、旧統一教会の関係とは知らずに取材もインタビューも受けております。月刊誌「ビューポイント」に一回、二〇〇一年、それから世界日報、一九九四年から二〇〇一年にかけて、判明したものの五回、これらは報告をいたしております。

○辰巳委員 総理、それは通らないんですよ。

今年の二月八日に至るまで、総理が、統一協会との関係というのは二〇〇一年の一件だったという答弁なんです。しかし、総理、五回、一九九四年から五回受けているということは、二〇二三年のしんぶん赤旗で既に報道されております。あるいは、去年、東京新聞も報道をしております。あるいは、フラッシュという雑誌の報道でも、総理が一回ではなくて計五回、九〇年代から世界日報のインタビューを受けているという報道がされているにもかかわらず、なぜ今年二月のインタビューに至るまでそれを認めてこなかったのかということをお伺いしております。

○高市内閣総理大臣 ちよつと、本当に、そういう言い方をされると私は本意なんですけれども。

まず……(辰巳委員「本意じゃないでしょう」と呼ぶ)いやいや、その「ビューポイント」という雑誌も、旧統一教会系ということは全く知りませんでした。非常に有名な評論家の方からお誘いを

受けて、インタビュウを受けました。それは、多分御党の広報紙だと思えますけれども、それらでも書かれました。それで、調べました。それで、報告を党にいたしました。その世界日報というのも旧統一教会系のものだということで取材がありましたので、調べました。計五回受けていたということで、これも党に報告をいたしました。追加的に報告をしたものがその世界日報というものでございます。

だから、通らないということじゃないです。ちゃんと党で定められたとおり報告をしている。ほかの自民党国会議員も、残念ながら、安倍元総理の事件が起きるまで、いろいろな名称、様々な形態で活動しているこの団体について、全てを分かつていたわけじゃないです。だから、関係のある新聞だと知って取材を受けたわけでもないし、関係のある雑誌だということで取材を受けたわけでもないということです。

○辰巳委員 総理、五回出ているんです。しかも、これは九四年ですから、九〇年代、靈感商法や、あるいは、総理がテレビで共演されていた飯星景子さんが集団結婚式なりで出て大変社会的な問題になっていたような時期に、それこそ自民党の議員が統一協会との距離を空けようとした時期に、九四年から五回、世界日報のインタビュウを受けているということなんですね。余りにもこれは筋が通らない、説明が通らないと私は思います。もう五回も認めましたから。今まで言っていなかったこと、五回は認めたので、もう答弁はいいです。答弁は結構でございます。

名称変更について確認をしたいというふうに思います。靈感商法で悪名をはせ、社会的な批判から活動が困難になった統一協会は、二〇一五年、二十年来の悲願とされる世界平和統一家庭連合への名称変更を、これまで一貫して拒否を続けてきた文科省に認めさせました。統一協会の内部文書であるTM特別報告書にも、名称変更について、保岡

興治元法務大臣と原田義昭元環境大臣が、教団からの相談を受け、文科省に働きかけたことが記されています。

二〇二二年、当時の永岡文科大臣は、政治家の政治的な関与や圧力はなかったと我が党の宮本岳志衆議院議員に答えております。これは虚偽答弁だと思えます。自民党と統一協会との関係を再調査するべきだというふうに私は思います。

委員長、この両議員の働きかけの記録を当委員会に出していただきたい。

○坂本委員長 後ほど理事会で協議をいたします。

○辰巳委員 この二〇一五年、名称変更がされたときの大臣が下村博文氏であります。今回、自民党の公認を得て、衆議院議員に復帰をされました。

下村氏は、文科大臣として、二〇一四年、先ほどの世界日報の記事で、大臣室に招いて対談を行っているほどの密接な関係を持っていた方でもあります。その一年後にこの名称変更が認証されました。名称変更の申請を受理したときと認証決定の決裁時の説明文書が存在することを文科省は認めておりますけれども、この開示を拒否をしております。

ところが、昨年、これらの不開示決定の取消しを求めた訴訟において、大阪地裁は、不開示の一部は違法との判断を下しました。

これは政府は控訴しているんですが、統一協会との関係、これは、やはり反省というのであれば、文書を政府として開示をしていただきたい。いかがですか。

○松本(洋)国務大臣 旧統一教会の名称変更をめぐるまして不開示とした行政文書につきまして、文科科学省としては、これまで、国会等の場を通じまして、情報公開法上の不開示情報に該当するという見解を示してきたところであります。

しかしながら、御指摘の第一審判決では、不開示情報の該当性に係る国側の主張につきまして十

分な理解が得られなかったことから、関係省庁とも協議を行い、改めて処分の適法性を主張するため、昨年十二月十一日に大阪高裁に控訴をしたところであります。

また、もう一点、先ほど名称変更について……

○坂本委員長 申合せの時間が過ぎておりますので、簡潔にお願いします。

○松本(洋)国務大臣 はい、分かりました。以上であります。

○坂本委員長 辰巳孝太郎君、申合せの時間が過ぎております。

○辰巳委員 この文書の予算委員会への提出を求めたいと思います。

○坂本委員長 後刻、理事会で協議をいたします。

○辰巳委員 以上です。

○坂本委員長 これにて辰巳君の質疑は終了いたしました。

以上をもちまして基本的質疑は終了いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

午後五時七分休憩

午後五時三十七分開議

○坂本委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、委員派遣承認申請に関する件についてお諮りいたします。

三案審査の参考にするため、議長に対し、委員派遣承認申請を行うこととし、派遣の期日は来る八日曜日、派遣地は鹿児島県及び岩手県、派遣委員の選等は委員長に御一任願うことに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

○坂本委員長 次に、公聴会の件についてお諮り

いたします。

令和八年度総予算について、議長に対し、公聴会開会の承認要求をいたしたいと存じます。

公聴会は来る三月十日とし、公述人の選定等の手続につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○坂本委員長 起立多数。よって、そのように決しました。

次回は、明日午前九時から委員会を開会し、一般的質疑、特に省庁別審査を行うこととし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時三十九分散会